

庁議付議事案書

開催・令和元年6月6日

所管部課		総務部職員課		部長	阿部 晴彦			
件 名		平成31年度における東大和市職員の夏季休暇の特例に関する規則について			区分	○	1 審議事項	
関係事項	条例	東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例						
	規則	東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例施行規則						
	部課機関							
1. 要 旨 1) 改正の要旨 東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例施行規則第34条に規定する夏季休暇について、職員のワーク・ライフ・バランス推進の一環として、1日単位又は連続した日数での夏季休暇取得を推進するため、夏季休暇の取得期間の拡大を図るものである。 2) 主な改正内容 東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例施行規則第34条に規定された夏季休暇について、現行の夏季休暇の取得期間（7月1日から9月30日まで）を、平成31年度に限り、10月31日までに拡大する。 3) 施行日等 公布の日 4) 影響及び効果 職員の夏季休暇取得期間の拡大により、1日単位又は連続した日数での取得が図られることで、職員のワーク・ライフ・バランスがより推進される。								
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 令和元年5月29日 職員組合から同意書受理 文書課審査済								
3. 留意事項（問題点等） 特になし								
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、速やかに制定手続きを進めたい。								
5. 審議結果								

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。